

平成25年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 所管事項説明

1	高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について……………	1
2	公立高等学校授業料無償制の見直しについて……………	4
3	「グローバル三重教育プラン（仮称）」（中間案）について……………	6
4	学力の定着と向上について……………	22
5	三重県こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校の 整備について……………	34
6	平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 結果（概要）について……………	38
7	平成25年度「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会 及び学校の取組状況に係る調査」結果（概要）について……………	43
8	「三重県いじめ防止基本方針」の策定について……………	53
9	平成25年度上半期公立学校における体罰の調査結果について……………	59
10	海女文化の文化財指定に向けた取組について……………	63
11	審議会等の審議状況について……………	65

《別添資料》

- ・別添資料1 三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校
イメージ図、配置計画、平面計画
- ・別添資料2 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する
調査結果（三重県）について
- ・別添資料3 平成25年度「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに
教育委員会及び学校の取組状況に係る調査」結果
- ・別添資料4 三重県いじめ防止基本方針（素案）

平成25年12月10日

教育委員会

1 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について

1 設置の経緯

- ・ 県内の高等学校募集定員における公私比率は、平成13年度から、それまで80:20としていた比率を改め、公私がそれぞれ独自に募集定員案を提示して協議を行い策定することとし、毎年度「三重県公立高等学校協議会」（以下、「公私協」という。）で協議してきました。
- ・ 平成26年度の全日制募集定員は、公私協の協議により、県立高校が13,065人、私立高校が3,715人で、比率を78.0:22.2（重なり0.1%）としました。
- ・ 県内の中学校卒業生数は、平成25年3月卒業生が18,120人であるのに対し、平成33年3月卒業生は15,742人（予測）と、約2,400人減少します。今後の高等学校募集定員総数の大幅な減少が想定されることを踏まえ、高等学校教育における公立と私立の役割を精査し、その将来的なあり方を展望しつつ、中長期的な公立・私立の募集定員比率等について検討するため、県教育委員会と環境生活部が連携し、公私協のもとに、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」（以下、「検討部会」という。）を設置しました。（検討部会の委員構成は別紙のとおり）

2 開催状況

（1）第1回検討部会（6月4日）

今後の中学校卒業生数の推移予測、全日制高等学校募集定員の地区別公私比率等を資料として、公私比率等の検討に係る課題について意見交換を行いました。

<主な意見>

- 県立高校と私立高校の設置の趣旨、役割などの理念的な事項、及び入学者選抜制度が異なること等について共有して協議を進めるべきである。
- 私立高校のほとんどが普通科のみである一方、県立高校には普通科のほかに農業学科、工業学科などの専門学科もあるので、そのことを踏まえて検討すべきではないか。

(2) 第2回検討部会（9月20日）

今後の公私比率等の検討に係る課題について整理し、中長期的な公私比率等のあり方について意見交換を行いました。

<主な意見>

- 公立・私立双方が、公教育を担い続けているということを前提に、県民・生徒・保護者から理解を得られるよう、公私比率のあり方を考えていく必要がある。
- 募集定員の公立と私立の比率が、地域ごとでかなり異なるので、今後の公私比率もその状況を踏まえて考えていく必要がある。
- 三重県の教育の質を向上させるために、公立・私立ともに1クラスの人数を減らす方向で考えていくことが望ましい。

(3) 第3回検討部会（11月14日）

公立と私立の募集定員の比率や中学校卒業生等の進路状況が地域ごとにかなり異なることから、中長期的な公私比率のあり方の方向性を地域ごとに示していくという考え方について、協議を行いました。

<主な意見>

- 公私比率のあり方の方向性を地域ごとに示すという考え方はよいと思うが、募集定員の欠員を充足できるようにするという視点だけではなく、生徒の教育環境を充実するという視点も示さなければならない。
- 地域ごとの比率の方向性だけでなく、公立・私立双方の学校が、学校の魅力化に取り組むべきであるということも示していく必要がある。
- 地域ごとに方向性を考えるとしても、募集定員総数の策定は、これまでの方法を継承していくべきである。
- 中長期的な公私比率のあり方の方向性を地域ごとに示していくという考え方に大きな異論はないと考えるので、次回は、公立と私立が切磋琢磨して特色化を図っていくこと等も加えて、さらに具体的な方向性について協議したい。

3 今後の方向性

第4回検討部会（12月中旬予定）で協議をまとめ、その内容を公私協に報告します。

公私協では検討部会のまとめについて、さらなる協議を行い、平成27年度以降の生徒募集定員の策定に生かしていきます。

平成25年度 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会委員

	所属及び名前
学識経験者	三重大学 教授 森脇 健夫
県立高等学校長代表	津東高等学校 校長 岩間 知之
県私学協会代表	海星中・高等学校 校長 西田 秀樹
公立小中学校長代表	桑名市立陵成中学校 校長 星野 邦隆
公立学校教員代表	津市立高茶屋小学校 教諭 枝松 かおり
私立学校教員代表	高田高等学校 教諭 芳川 賢史
県PTA連合会代表	会長 安藤 大作
私立学校保護者代表	私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 前川 賢一
市町等教育委員会代表	津市教育委員会 教育長 中野 和代
経済団体代表	百五銀行 相談役 飯田 俊司
県中小企業診断協会代表	会長 大竹 美光

2 公立高等学校授業料無償制の見直しについて

1 概要

平成25年11月27日、第185回臨時国会において「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）」が成立しました。

改正法の成立により、平成26年4月1日から公立高等学校の授業料は徴収することが原則となります。また、一定の要件を満たす世帯に属する生徒に対しては、授業料に充てるための高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）が支給されることとなります。

2 改正法の趣旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、授業料に充てるための就学支援金の支給について、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設ける。

3 改正法の内容

(1) 公立高等学校と私立高等学校等の制度の一本化

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援金制度との2本立てとなっている制度を、所得制限の導入に伴い、就学支援金制度へ一本化する。

(2) 所得制限の導入

保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者（高所得世帯の生徒等）については、就学支援金を支給しないこととする。

4 今後の予定

(1) 県条例の改正

平成26年三重県議会定例会（2月定例会）に「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」を提案し、改正法成立に伴う県の措置について審議を賜ります。

＜条例案概要＞

- ・ 授業料の不徴収等を定めた条項の削除
- ・ 授業料納付時期の改正
- ・ 条例施行日前に入学し、引き続き在籍する者への経過措置
- ・ その他所要の改正

(2) 中学3年の生徒及び保護者への周知

三重県議会でも上記条例案の審議が未了であることを示しつつ、平成26年4月1日から三重県立高等学校授業料の取り扱いが変更される可能性があることについて、各市町教育委員会等を通じ、中学3年の生徒及び保護者に周知します。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(概要)

趣旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、授業料に充てるための高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」)の支給について、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設ける。

※所得制限により捻出した財源は、低所得世帯の生徒等に対する支援の拡充に充てる(政令等で措置)。

概要

1. 公立高等学校と私立高等学校等の制度の一本化

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援金制度との二本立てとなっている制度を、所得制限の導入に伴い、就学支援金制度へ一本化する。

2. 所得制限の導入

保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者(高所得世帯の生徒等)については、就学支援金を支給しないこととする。

※所得制限の基準額は、年収910万円を予定(政令で措置)。

3. 経過措置

施行日前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用するなど、必要な経過措置を設ける。

4. その他

法律の題名の変更、収入の状況に係る届出規定の追加など、所要の規定の改正を行う。

施行期日

平成26年4月1日

3 「グローバル三重教育プラン（仮称）」（中間案）について

1 背景・経緯

社会、経済等のあらゆる面においてグローバル化が急速に進展する中、国際的な舞台で積極的に活躍・発信する力が求められるとともに、国内・県内にあっても、グローバルな視野（地球的視野）に立って自らの考えや意見を適切に伝え、日本人・三重県民としてのアイデンティティを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度を身につけることが求められています。

このような背景を踏まえ、三重の子どもから社会人に至る幅広い世代が英語力をはじめ、主体性、コミュニケーション力、郷土三重についての愛着等を育み、グローバル社会で主体的に活躍し、他者と共に生きていく基盤を確立することを目的として、庁内検討WGを設置し、「グローバル三重教育プラン（仮称）」（以下、「プラン」という。）の策定を進めているところです。

2 プラン（中間案）の目指すべき姿

本プランは、三重県として、グローバル社会において求められる3つの力（「主体性」、「共育(きょういく)力」「語学力」）を重視するとともに、三重県民としてこれらの力をバランスよく身につけ、生涯にわたりこれらの力を高めていくための具体的な方向性を示し、取組を進めることにより、三重県が国内外で信頼され「選ばれる地域」となることを目指すものです。

3 プラン（中間案）の内容

別紙のとおり

4 今後の対応方針

今後、議会からのご意見等も踏まえつつ、成案に向けて策定を進めます。

グローバル三重教育プラン（仮称）

－ 三重から世界へ、その先へ －

（中間案）

Global "MI Education" Plan

平成25年12月

三重県・三重県教育委員会

1 「グローバル三重教育プラン」の策定について

社会、経済等のあらゆる面においてグローバル化が急速に進展する中、国際的な舞台上で積極的に活躍・発信する力が求められるとともに、国内・県内にあっても、グローバルな視野（地球的視野）に立って自らの考えや意見を適切に伝え、日本人・三重県民としてのアイデンティティを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度を身につけることが求められる。

このことを踏まえると、グローバル社会において特に求められる力としては、大きく、以下の3点に整理できる。

① 「主体性」 (*Independence*)

超高齢社会をはじめ、我が国が「課題先進国」としてさまざまな課題に直面する中、私たち一人ひとりが、高い志を持ち、さまざまな課題に対して自ら考え挑戦し、立ち足かかる壁を乗り越え、未来を切り拓いていく力。

② 「^{きょういく}共育力」 (*Co-growth*)

私たち一人ひとりが、郷土への愛着と誇りを持ちながら、それぞれのアイデンティティを確立・確認し、それを心の土壌として、異なる文化・伝統に立脚する人々とも協働しながら共に成長し、未来を創造していく力。

③ 「語学力」 (*English*)

グローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存も含め、持続可能な発展に向けた相互理解や国際協力等が求められる中、語学力、とりわけ国際的共通語となっている「英語」によりコミュニケーションを図り行動する力。

「グローバル三重教育プランー三重から世界へ、その先へー」は、三重県として、グローバル社会において求められる上記の3つの力を重視するとともに、三重県民としてこれらの力をバランスよく身につけ、生涯にわたりこれらの力を高めていくための具体的な方向性を示し、取組を進めることにより、三重県が国内外で信頼され「選ばれる地域」となることを目指すものである。

2 三重県における取組の現状と課題

(1) 主として「主体性」及び「共育力」育成について

- 子どもたちに自立する力と共に生きる力を育成することを目指して、「みえの学力向上県民運動」（平成24年度～平成27年度）がスタートしているが、グローバル社会で求められる力を育成する観点からの取組を具体化していく必要がある。特に「将来の夢や目標をもち、失敗をおそれず挑戦する子ども」を育てていくため、チャレンジ精神や「志」の育成を図るとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な力の育成に力を入れていく必要がある。
- 目的意識の向上や郷土に対する誇り・愛情等の涵養をめざし、体系的なキャリア教育や、郷土教育・道徳教育のための教材づくり等を進めている。今後は、従来の取組に加え、課題解決力や発信力を含むコミュニケーション力の育成をより意識した取組を進めていく必要があるとともに、これを基礎とした異文化理解の促進、さらには、将来を担う若者同士の絆と向上心を高めていく必要がある。
- 海外での事業展開をめざす次世代経営者にとって、グローバルビジネスに必要なスキル・知識等が求められており、より実践的に学ぶ機会が必要である。また、国際競争を勝ち抜くために必要となる新たな技術や専門的知識等について、日本を代表する講師陣による講座などを活用しながら、グローバル化に対応できる人材の育成を推進する必要がある。
- 農林水産物等の輸出入の拡大や諸外国との人材交流の進展など、グローバル化に対応できる農林水産事業者の育成に取り組むとともに、農林水産業への就労希望者等に対して、海外展開も視野に入れた知識や技能の習得を進めていく必要がある。
- 多文化共生社会の実現や国際貢献の推進者として、多様な主体を対象に国際理解研修や啓発事業を実施している。今後は、さらに異文化の理解、多文化共生を促進するため、他国の文化等の情報発信や、多様な生活スタイルや考え方を体験的に学習できる場づくりに取り組む必要がある。

(2) 主として「語学力」育成について

- 小学校では外国語活動が実施されているが、指導内容や指導方法が十分に確立されているわけではない。早い段階からの外国語教育の充実が喫緊の課題となる中、小学校における外国語活動の指導方策の充実に向けた研究等を進める必要がある。
- 英語学習で養うべき「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域のうち、中学校では、「聞くこと」「話すこと」の活動が以前より活発に行われている傾向がある一方、高等学校では、「読むこと」「書くこと」が中心の学習となっている傾向がある。読んだことをもとに書く、聞いたことをもとに話すなど、4つの領域の言語活動を有機的に関連付けつつ総合的に学習するとともに、小学校・中学校・高等学校の系統性も意識した英語学習の方策の構築や、教員の英語運用力・指導の専門性の向上を図る必要がある。
- 中学校においては、英語の必要性を感じているものの、学年が進むにつれて英語が好きな生徒が減少する傾向が見られることから、ALTやICT機器などを積極的に活用し、日常的に英語にふれる機会を増やすなど、授業時間外も含めた英語の使用環境を創出・拡大する必要がある。
特に高等学校においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る中で、職業系専門学科も含めて、英語力向上に向けた取組を進める必要がある。

3 三重県における取組の方向性と特徴

本プランは、計画期間を3年（平成26年度から平成28年度）とし、グローバル社会で求められる3つの力に対応した取組を重点的に展開していく。

特に、子どもたちが将来自立した社会人となるための基盤づくりとなる義務教育及び後期中等教育（小学校～高等学校）における取組を重視しつつ、生涯を通じた成長・発達段階に留意して取組を進めるとともに、学校と地域住民及び企業等との連携協力、異年齢交流を通じた人間的成長の促進、発信力の育成等を意識し、三重と世界、そして未来をつなぐ人づくりを進めていく。

（1）「主体性」に係る取組（自ら考え判断し主体的に行動する力）

上記の現状と課題を踏まえ、以下を「主体性」についての取組の柱として施策を展開していく。

- ① チャレンジ精神・目的意識の向上
- ② 「志」の育成（特に、グローバルマインド、持続可能な社会づくりへの貢献）
- ③ 課題解決力の向上
- ④ 専門的知識・技術の習得

（2）「共育力」に係る取組（共に成長しながら新しい社会を創造する力）

上記の現状と課題を踏まえ、以下を「共育力」についての取組の柱として施策を展開していく。

- ① 発信型の郷土教育
- ② 異文化理解・多文化共生の促進
- ③ 将来を担う若者同士のつながり
- ④ コミュニケーション・スキルの向上

（3）「語学力」に係る取組（外国語で積極的にコミュニケーションを図る力）

上記の現状と課題を踏まえ、以下を「語学力」についての取組の柱として施策を展開していく。

- ① 英語指導モデルの構築（小学校からの英語教育の充実）
- ② 教員の英語運用力・専門性の向上
- ③ 英語使用環境の創出・拡大
- ④ 英語人口の裾野拡大

なお、三重県における求められる英語力を有する生徒（中学生・高校生）及び教職員の割合は以下の通りである。本プランの実施を通じて、これらの割合を全国トップレベルにしていくことを目指していく。

【求められる英語力を有する生徒及び教員の割合】（平成24年度）

	生徒		教員	
	〔(中学生) 卒業時に英検3級程度以上 (高校生) 卒業時に英検(準)2級程度以上〕		〔英検準1級程度以上〕	
	中学校	高校	中学校	高校
三重県	26.1%	29.8%	29.3%	59.2%
全国平均	31.2%	31.0%	27.7%	52.3%

【平成24年度公立高等学校及び中学校等における『国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策』に係る調査（文部科学省）より】

4 具体的施策 ^(注)

それぞれの取組の柱において重点的に取り組む施策は、以下のとおりである。

(1) 「主体性」に係る取組（自ら考え判断し主体的に行動する力）

【取組の柱①】 チャレンジ精神・目的意識の伸長

平成24年度からスタートしている「みえの学力向上県民運動」の取組を通じ、主体的に学び行動する意欲を県民総参加で子どもたちに育てていくとともに、「ようこそ先輩」「しごと密着体験」等のキャリア教育の実践を通じて、子どもたちの目的意識等の醸成に引き続き取り組むほか、新たに以下の施策を進める。

④ 専門高校生による小中学生体験チャレンジ講座【対象：小中高】

職業系専門学科の高校生が小中学生向けの体験メニューを提案し、当該メニューを通じた高校生と小中学生等との異年齢交流・体験活動などを通じて、チャレンジ精神を育むとともに、子どもたちの自信や目的意識を育む。

④ グローバル経営人材育成事業【対象：社】

アジアダイナミズム、世界が構造転換期にあることを踏まえ、多くの経営課題に対しどう立ち向かい、構造改革や改善を含めてどう戦略経営を実践していくのか、時代を「変えていく」という当事者としての気概を持つ経営者や次世代経営者を主な対象に、日本を代表する講師陣の至近距離による議論を通じて、必要な時代認識力や世界潮流を読み解く力を育成する。

また、塾生が相互に交流し、様々な業種の経営者とのネットワークによる新たな展開にもつなげていく。

【取組の柱②】 「志」の育成（グローバルマインド、持続可能な社会づくりへの貢献）

持続可能な社会づくりに貢献する意識と行動力が強く求められるところ、そのような「志」の育成に向けて、新たに以下の施策を進める。

④ 小中学生のためのグローバル講座【対象：小中】

社会課題についての講話や問題提起を踏まえ、子どもたちが地域の大人も交えて討論し、解決策を模索する等の活動を通じて、子どもたちがグローバル社会を実感し、主体的に行動できる力を育成する。

^{注)} 本プランでは、個別の施策（④）を、関わりの深い取組の柱の下に位置づけているが、施策内容によっては、複数の取組の柱にも関わるものであることに留意して、施策を進めていく。また、各施策の【対象】欄における「小」「中」「高」「大」「社」とは、それぞれ「小学生」「中学生」「高校生」「大学生」「社会人」を指すものとする。

④ 「中学生からの提案」コンテスト【対象：中】

知事が投げかけるいじめ等の課題解決に向けて、中学生（各校生徒会単位）が実践したいと考える提案を広く募集し、優秀な取組に支援をしていくことを通じ、社会課題に取り組む力と、子どもたちが自分たちの手で解決していく土壌作りを行う。

④ スーパーグローバルハイスクール（SGH）【対象：高】

「文系からイノベーション」をキーワードに、社会課題についての討議や課題設定型学習、海外短期派遣等を通じて、人間力や英語力を伸ばし、グローバル化社会で主体的に活躍できる人づくりを進める。

【取組の柱③】課題解決力の向上

各小・中・高等学校において課題解決力の育成を意識した授業展開等を進めるほか、新たに以下の施策を進める。

④ ICTを活用した創造的な学びの実践【対象：高】

タブレットPCの活用による協同学習や双方向型の授業等、子どもたちの課題解決力やコミュニケーション・スキルの向上につながる創造的な学びの実践を通じ、高等学校におけるICTを活用した新たな学びの手法について研究を進める。

【取組の柱④】専門的知識・技術の習得

高等学校においては、学校と企業の連携による日本版デュアルシステム等を引き続き推進するとともに、社会人については、海外研修などを通じて、農林漁業をはじめとする職業人の育成に引き続き取り組むことのほか、以下の施策を進める。

④ みえスーパーサイエンスハイスクール（MieSSH）【対象：高】

大学等と連携した講習会やセミナー等の実施により課題研究の推進等の先進的な理数教育を推進するとともに、小中高の理数教育モデルを構築し、社会に貢献する志を持つ未来のサイエンスリーダーを育成する。

④ みえスーパープロフェッショナルハイスクール（MieSPH）【対象：高】

職業系専門学科の高等学校において専門性や技術力の向上、高度な資格取得、創造的なものづくり等の実践研究に取り組み、また、学科間連携の下で職業教育を充実していくことを通じ、確かな知識・技術を身につけるプロフェッショナルを育成する。

④ 農林水産業現場での大学生等の就労体験の促進【対象：大】

輸出など海外展開の取組を進めている県内の先駆的な農林水産事業者において、

インターンシップ等の長期就労体験システムを導入することにより、大学生等における農林水産業への就労に向けた意欲の向上と知識・技能の習得を図るとともに、海外に目を向け、積極的にチャレンジしていける人材の育成につなげる。

④ 戦略産業雇用創造プロジェクト【対象：社】

国際競争を勝ち抜くために必要となる新たな技術や専門的知識等について、国内大学等との連携による講座やSSCC（サウスシアトルコミュニティカレッジ）との連携を通じて、グローバルな視点を併せ持った人材の育成を推進する。

(2) 「共育力」に係る取組（共に成長しながら新しい社会を創造する力）

【取組の柱①】発信型の郷土教育（日本人・三重県民としてのアイデンティティー）

郷土教育と道徳教育を一体化した教材（「三重県心のノート」）等の活用を進めるとともに、日本人・三重県民としての自覚と誇りをもって、世界に発信できる力の育成を目指し、新たに以下の施策を進める。

④ 「郷土三重を英語で発信！ーワン・ペーパー・コンテスト」【対象：中】

教材「三重の文化」「三重県心のノート」等を題材にした英語（1枚紙）によるコンテストを開催することを通じて、中学生が郷土三重についての理解を深め、積極的に対外的に発信できる力を育成する。

④ 高校生英語観光ガイド【対象：高】

三重県内向けの外国人ツアーにおいて、専属ガイドの補佐役として英語ガイドを実践することを通じ、事前学習も含めて、高校生が郷土三重についての理解を深め、英語により郷土三重を発信できる実践力を育成する。

【取組の柱②】異文化理解・多文化共生の促進

外国人児童生徒の在籍数が多いという本県の特長を生かし、NPO等の関係機関との連携による多文化共生の啓発や、各学校における国際理解・多文化共生教育を一層推進するとともに、引き続き、三重県内の外国人留学生等への奨学金支給を行う。

これらの取組に加え、新たに以下の施策を推進する。

④ 異国文化発信（インターネット／出張講座／出前ワークショップ）【対象：小中高大】

ホームページを通じて他国文化等に関する情報を日本人向けに発信するとともに、メール配信や出前講座、出前ワークショップにより異国文化を積極的に発信し、学校の授業等における活用を進める。

④ 外国人の多い職場との交流の促進【対象：高】

外国人の多い職場（企業）へのインターンシップや外国人技術者の学校への派遣を促進すること等を通じ、企業のグローバル展開を肌で感じる機会を与え、「働く」こととの関わりにおける多文化共生の重要性についての理解を深める。

【取組の柱③】将来を担う若者同士のつながり

各学校において異年齢交流を進めるほか、新たに以下の施策を推進する。

④ みえ未来人（みらいびと）育成塾【対象：高大】

高校生及び大学生を対象に、広くテーマを設定し、企業人や社会起業家等の講義、

留学生を交えたディスカッションなどを行う。例えば、マイケル・サンデル教授の「白熱教室」などを参考として、社会問題や地域課題、哲学等をテーマとした講座を実施し、将来の三重を支える「志」を育成するとともに、学校の枠を超えた若者のネットワークを構築する。

【取組の柱④】コミュニケーション・スキルの向上

各学校において、各教科の学習や学級経営において子どもたち同士のコミュニケーション力の育成を意識した授業展開等を進めるほか、ICTの積極的な活用も含め、子どもたちのコミュニケーション・スキル向上を目指した取組を進めていく。

あわせて、以下の施策を推進する。

★ ネットコンテンツの授業活用【対象：中高】

英語によるプレゼンテーションなど、インターネット上のコンテンツを学校における授業等で活用実践することを支援し、実践的な英語力の向上につなげる。

(3) 「語学力」に係る取組（外国語で積極的にコミュニケーションを図る力）

【取組の柱①】英語指導モデルの構築（小学校からの英語教育の充実）

「聞く」「話す」「読む」「書く」の4領域の技能を子どもたちがバランス良く身につけられる英語教育を系統的に実施するため、以下の施策を推進する。

④ 小中学校英語教育モデルの構築【対象：小中】

フォニックス（Phonics）の活用も含め、小学校における発達段階に応じたカリキュラムの研究開発に着手し、中学校における英語教育との連続性も意識した小中学校における英語教育のモデルを構築するとともに、小学校や中学校における教材の研究開発を進める。

※ フォニックス（Phonics）とは、英語の発音と綴りの関係を表すルールを学ぶ学習法のこと、もともとは英語圏の子どもたちに読み書きを教えるために開発されたものである。

④ 高等学校英語教育モデルの構築【対象：高】

CAN-DOリスト（各学年等の目標を設定）の活用も含め、高等学校における効果的な英語指導法・教材の研究開発を進め、小・中学校との接続も意識した高等学校における英語教育のモデルを構築するとともに（みえセルハイ：Mie SELHi）、職業系専門学科も含め、高等学校における基礎英語力向上のための指導法や教材開発を進める。

※ CAN-DOリストとは、学習到達目標を「～することができる」という能力記述文で示したもので、生徒の英語力を把握し、授業の改善に活用するものである。

④ ネットコンテンツの授業活用【対象：中高】（再掲）

英語によるプレゼンテーションなど、インターネット上のコンテンツを学校における授業等で活用実践することを支援し、実践的な英語力の向上につなげる。

【取組の柱②】教員の英語運用力・専門性の向上

中学校及び高等学校の英語科教員採用における英語運用力の加点など、教員採用における工夫改善を進めるほか、新たに以下の施策を推進する。

④ 小学校における英語教育指導体制の充実【対象：小】

全小学校において英語教育（外国語活動）の実施・推進を担う英語教育コーディネーターを指名するとともに、英語教育コーディネーター対象の集中研修を実施し、

小学校における英語教育指導体制を確立する。

④ 中学校・高等学校における英語教育指導体制の充実【対象：中高】

中学校及び高等学校の英語科教員について、一部はALTとの合同により、英語指導力及び英語運用力向上のための悉皆研修を集中的に実施することで、ALTの効果的な活用も含めた実践的な英語教育を実現する。

【取組の柱③】 英語使用環境の創出・拡大

各学校における英語キャンプの取組やインターネットを通じた海外との交流を進めるとともに、以下の施策を推進する。

④ 英語キャンプの通年型実施【対象：小中高】

高校生を対象に年1回実施してきた「英語キャンプ」を通年型により実施するとともに、小中学生の参加や、保護者・留学生等の一部参加も得ながら実施することにより、実践的な英語使用環境の創出と異年齢交流による人間的成長を促進する。

キャンプでは、レゴ社が開発したブロックを活用し、発達段階に応じた英語活動を取り入れ、コミュニケーション能力、創造力やチームワーク力などを育成する。

④ 「英語サロン」の開設支援【対象：小中高】

学校内の空き教室等において、ALTや地域人材等の協力により「英語サロン」を開設し、「英語サロン」におけるインターネット交流の推進も図ることで、日常的な英語使用環境を創出するとともに、異文化理解の実践教育の場とする。

④ 外国人住民・留学生等と三重の子どもたちとの教育交流【対象：小中高大社】

大学と協力し、県内の高等学校等が実施するサマーキャンプへ留学生等を派遣するほか、協力いただく外国人住民及び留学生等を募集し、「英語サロン」の場などを通じて三重の子どもたちと交流することで、子どもたちの英語コミュニケーション力の向上を図るとともに、外国人住民等による地域社会への参画を促進する。

④ 高校生等の留学及び留学受入の促進【対象：高大】

県内の高校生の海外留学について、長期とともに短期の海外留学資金を一部支援するとともに、海外からの留学生（高校生・大学生）の受入を促進することを通して、県内外における実践的な英語の使用機会を創出する。

【取組の柱④】 英語人口の裾野拡大

英語人口の裾野拡大に向けて、各学校においては以下の施策を新たに推進する。

④ 英語インセンティブ向上事業【対象：小中高】

県内で行われる国際イベント（スポーツ大会を含む）等における外国人選手との交流や、ALTや留学生等との料理教室の実施など、子どもたちが英語を「もっと話せるようになりたい」と思える機会を創出する。

④ 高校生の英語力養成【対象：高】

「日常英会話講座（英検準2級合格を目指す）」「標準英会話講座（英検2級合格を目指す）」を実施することで、県内の高校生に「求められる英語力」を確実に身につけさせる。

4 学力の定着と向上について

I 「平成26年度全国学力・学習状況調査」の結果の公表について

1 実施要領の概要

文部科学省より平成25年11月29日付けで「平成26年度全国学力・学習状況調査」に関する実施要領が公表されました。

平成26年度全国学力・学習状況調査は、今年度と同様の悉皆調査となります。

(1) 調査日程 平成26年4月22日(火)

(2) 調査対象 小学校第6学年、中学校第3学年の原則として
全児童生徒

(3) 調査内容

○児童生徒に対する調査

- ・教科(国語、算数・数学)に関する調査
- ・学習意欲、生活の諸側面等に関する質問紙調査

○学校に対する質問紙調査

(4) 調査結果の取扱い

○調査結果の文部科学省による公表

国全体の状況、国・公・私立学校別の状況、都道府県ごとの公立学校全体の状況、地域の規模等に応じたまとまり(大都市(政令指定都市及び東京23区)、中核都市、その他の市及び町村並びにへき地)における公立学校全体の状況等を公表

○文部科学省からの調査結果等の提供

- ・都道府県教育委員会に対して、設置管理する各学校の状況に関する調査結果、当該都道府県における公立学校全体の状況、域内の各市町村における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果
- ・市町村教育委員会に対しては、当該市町村の公立学校全体の状況及び、その設置管理する各学校の状況に関する調査結果
- ・学校に対しては、当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票

○調査結果の取扱いに関する配慮事項

- ・都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合は、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能である。

- ・市町村教育委員会において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能である。
- ・公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。特に、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、必要性について慎重に判断する。
- ・単に平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても速やかに示す。
- ・市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合、及び学校名を明らかにした結果の公表について都道府県教育委員会に同意する場合は、当該学校と公表内容・方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率などの数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わない。
- ・児童生徒の個人情報の保護や学校・地域の実情に応じた必要な配慮を行う。

2 県の考え方

全国学力・学習状況調査結果の公表については、国が示す実施要領に則って、対応してまいります。

なお、学力向上に向けては、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することが重要です。

このため、各学校において、自校の全国学力・学習状況調査結果（教科の平均正答率、質問紙調査の結果）や、分析結果及びそれを踏まえた改善方策等について、保護者等へ積極的に情報共有を行うよう引き続き働きかけていきます。

（参考：平成25年度全国学力・学習状況調査結果より）

◇平成24年度全国学力・学習状況調査や地方公共団体における独自の調査等の結果について、保護者や地域の人たちに公表や説明をしましたか。

（「よく行った」「行った」と回答した割合）

【小学校】	三重県：67.4%	（全国：73.1%）	<u>-5.7</u>
【中学校】	三重県：71.3%	（全国：68.6%）	<u>+2.7</u>

◇平成24年度全国学力・学習状況調査、地方公共団体における独自の調査等の結果や学校評価の自校の結果等を踏まえた学力向上の取組を保護者等に働きかけましたか。

（「よく行った」「行った」と回答した割合）

【小学校】	三重県：71.0%	（全国：78.9%）	<u>-7.9</u>
【中学校】	三重県：68.9%	（全国：71.3%）	<u>-2.4</u>

Ⅱ 土曜日の授業について

1 これまでの経緯

(1) 国の動向

- ① 文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」最終まとめ
(平成25年9月30日)【別紙1】

最終まとめでは、子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、役割分担しながら取組を充実することが必要であるとしています。

- ② 学校教育法施行規則の改正(平成25年11月29日)【別紙2】

公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確になるよう、学校教育法施行規則の一部が改正されました。

(2) 県内の動向

各市町教育委員会から、土曜日の授業についての考え方等を作成するよう要請があり、それを踏まえて素案を取りまとめました。
【別紙3】

1 基本的な考え方

- (1) 学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、家庭・地域住民等との連携による開かれた学校づくりを推進する観点から、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとしします。
- (2) 土曜日の授業の実施にあたって、家庭、地域住民、関係団体等に対して、その趣旨を十分に説明するとともに、理解を得るものとしします。

2 実施内容

- (1) 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業や行事
・地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業や行事
・総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- (2) 家庭、地域住民等への公開授業
・公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業や学習発表会 等

2 今後の方針

市町教育委員会や関係団体と協議を進めていきます。

(参考)

○三重県の子どもの土曜日の過ごし方

児童生徒に対する調査(平成25年度全国学力・学習状況調査結果)
「土曜日は、何をして過ごすことが多いですか。」(割合の高い上位
2項目)

<小学校>	午前	午後
習い事やスポーツ、地域の活動に参加している	28.9%	25.5%
家でテレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたりしている	23.5%	21.8%

<中学校>	午前	午後
学校の部活動に参加している	73.0%	22.2%
家でテレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたりしている	7.6%	22.9%

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」最終まとめ

～土曜日の豊かな教育環境の構築に向けて～

1. 「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめについて

- 文部科学省では、本年3月、省内に「土曜授業に関する検討チーム」を立ち上げ、土曜授業の在り方について検討を進めてきた。6月28日には、これまでの検討を踏まえた論点を中間的に整理し、国民的な議論に資するよう、中間まとめを公表した。
- 中間まとめでは、土曜日における教育活動の理念や、土曜授業の在り方について、
 - ・ 土曜日において、子供たちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会などこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域のすべての大人が連携し、役割分担しながら取組を充実する必要があること
 - ・ このような観点から、学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられること。全国一律での土曜授業の制度化については、今後教育課程全体の在り方の中で検討する必要があること
 - ・ 質の高い土曜授業の実施のための支援策を講じるとともに、土曜日の地域における学習やスポーツ、体験活動など様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日をトータルとしてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要があることなどの基本的な考え方を示したところである。

2. 中間まとめ公表後の検討について

(1) 「公立小・中・高等学校における土曜授業等に関する調査」について

文部科学省では、中間まとめを踏まえ、土曜授業等に関する最新の状況を把握し、施策立案の参考とするため、公立の小・中・高等学校及び教育委員会を対象に「公立小・中・高等学校における土曜授業等に関する調査」を実施した。その結果は、別添1のとおりである。

(2) 全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方の調査について

あわせて、平成25年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査及び保護者に対する調査において、土曜日の過ごし方や子供に望む土曜日の過ごし方について、調査を実施した。その結果は、別添2、3のとおりである（保護者に対する調

査については、結果の全体分析は来年3月に公表予定であるが、今回の検討のため、上記の内容について先行して集計した。)

(3) 平成26年度概算要求における対応について

文部科学省では、平成26年度概算要求において、中間まとめを踏まえ、子供たちの土曜日を全体として豊かで有意義なものとする観点から、質の高い土曜授業の実施のための支援策や、地域社会・産業界と連携した学習・体験プログラム等の実施のための支援策を「土曜日の教育活動推進プラン」において盛り込んだ（「土曜日の教育活動推進プラン」については、別添4参照）。

(4) 中央教育審議会における意見交換について

さらに、9月17日に開催された中央教育審議会初等中等教育分科会及び教育課程部会の合同会議において、土曜授業に関する検討状況等について説明し、意見を聞いた。

3. 土曜授業の実施を促進するための今後の取組の方向性について

以上のような検討を踏まえ、文部科学省としては、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨がより明確になるよう、学校教育法施行規則の改正を行うこととする。

併せて、平成26年度概算要求における「土曜日の教育活動推進プラン」の実現などを通じて、学校・家庭・地域の連携により、全体として子供たちの土曜日の教育環境が充実したものになるよう、支援に取り組む。

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ【概要】

1 土曜授業に関する検討の経緯

- 本年3月、省内に、「土曜授業に関する検討チーム」（主査：義家弘介大臣政務官）を立ち上げ、教育委員会等からのヒアリングも行いつつ、土曜授業の在り方について検討。

2 土曜授業の実施に関する基本的方向

(1) 土曜日における教育活動の理念

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという理念は、普遍的に重要。
- 学校週5日制は、このような基本理念を踏まえて導入されたものであるが、一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。
子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら取組を充実することが必要。

(2) 土曜授業の制度設計

- 学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、その推進のための制度設計について、以下の2つの場合に分けて検討。

<全国一律で土曜授業を制度化する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 全国一律で原則土曜日に授業を行う制度へ変更。
- 学校週5日制を前提に定着してきた様々な取組や実情があることなどに留意した上で検討することが必要。
- 教職員の勤務体制についても、法令改正などを検討する必要性があり、労働法制及び公務員法制全体に関わる課題となりうることに留意することが必要。

<設置者の判断で土曜授業を実施する場合（隔週等で実施する場合も含む）>

- 現在も、一部で実施され、成果が報告。
- 学校教育法施行規則に定める「特別の必要がある場合」の基準が明確でないことが、各設置者に実施を躊躇させているとの指摘がある。
- 学校教育法施行規則を改正し、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨を明確化することにより、土曜授業の実施を促進し、子供たちの学習活動の充実を図ることが考えられる。



- 全国一律での土曜授業の制度化については、今後、教育課程全体の在り方の中で検討する必要。

まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられる。

- 質の高い土曜授業の実施のための支援策や、土曜日の地域における学習やスポーツ、体験活動など様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日をトータルとしてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要。

(3) 土曜授業の実施に当たり留意すべきこと

- 例えば、地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、土曜日に実施することのメリットを活かしながら、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業を行うなどといった工夫が期待。
- 土曜授業を実施する場合どの程度の頻度とするかなどについては、学校や地域の実情、子供たちの負担等も踏まえながら、設置者において適切に判断。土曜授業以外にも、地域における様々な活動が実施されていることから、学校、家庭、地域が連携して、土曜日を有意義に活用していくことが重要。

3 今後の検討

- 以上の基本的方向をもとに、今後更に必要な調査や情報収集等を行いながら、具体的な制度設計や支援方策等について検討。
- 特に、今後の制度改正等にも資するよう、改めて各教育委員会等への調査を行うとともに、本年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方についての結果等も踏まえながら、中央教育審議会等における議論も踏まえた専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の成果を出すことを目指す。

土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景・趣旨

- 土曜日において、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。(平成25年11月29日公布・施行)

2. 主な改正内容

【改正前】

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で以下の通り規定。

- 第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。
- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日
(※中学校、高等学校等においても同様)



【改正後】

- 公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化。

- 第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。
- 一～三 (略)
(※中学校、高等学校等においても同様)

平成25年11月12日

公立小・中学校における土曜日の授業について（素案）

三重県教育委員会

子どもたちには、多様な学習や体験活動の機会など豊かな教育環境を提供し、その成長を学校、家庭及び地域住民等が、役割分担しながら社会全体で支えることが必要です。学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力は、教育基本法にも規定されている重要な基本理念であり、学校週5日制も、このような理念に基づいて導入されているところです。

平成24年度からスタートした「みえの学力向上県民運動」においては、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、一体となって子どもたちの学びと育ちに関わることを重視しており、学校、家庭及び地域住民等の連携協力が今後一層求められているところです。

特に、土曜日においては、学校の教育活動に対して家庭や地域住民等の参画・協力が得やすいことから、多様な取組を推進し、学校の教育活動を一層充実させることができます。また、このことによって、地域に開かれた学校づくりや、子どもたちのコミュニケーション能力や規範意識等の醸成につながり、土曜日をより豊かで有意義なものとすることができます。さらに、土曜日の活用によって週時程の平準化を一部図ることで、平日における補充学習や発展的な学習を行うことなどにより、子どもたちへのきめ細かな指導が可能となることが考えられます。

このような中、国においては、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨がより明確になるよう、学校教育法施行規則の改正が行われる見込みです。

各市町等教育委員会におかれましては、管下の小・中学校において、土曜日に授業を実施する場合には、下記の点に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、土曜日に授業を実施しない場合においても、土曜日を有効に活用し、学校、家庭、地域住民等の連携の下で、子どもたちの豊かな学びにつながる取組を一層充実していただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

- (1) 各学校においては、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、家庭・地域住民等との連携による開かれた学校づくりを推進する観点から、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとする。
- (2) 当該の学校及び市町等教育委員会は、実施に当たって、家庭、地域住民、関係団体等に対して、その趣旨を十分に説明するとともに、理解を得るものとする。

2 内容

- (1) 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業や行事
 - ・ 地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業や行事
 - ・ 総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- (2) 家庭、地域住民等への公開授業
 - ・ 公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業や学習発表会 等

3 実施上の留意点

- (1) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休業日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (2) 現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の事業・行事との調整を図ること。
- (3) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (4) 教職員の勤務については、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき、教育職員については「前4週間後16週間」の範囲内で週休日の振替が可能であること等にも留意し、適切に週休日の振替を行うこと。
なお、各学校、各市町等及び県教育委員会においては、教職員の負担に留意するとともに、週休日の振替を行いやすいよう、授業日の勤務体制に配慮するとともに、長期休業期間中の行事、研修等の精選に努めること。

公立小・中学校における土曜日の授業について

土曜授業を実施する意義

- 学校、家庭、地域住民等の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てていく必要があります。
- 土曜授業を実施することは、家庭や地域住民等の参画・協力が得やすいことから、多様な取組を推進することができ、子どもたちのコミュニケーション能力や規範意識等の醸成、さらに家庭や地域に開かれた学校づくりにおいても有効であると考えます。
また、子どもたちの学力向上につながる学習活動の充実を図ることができます。

土曜日の有効活用

「土曜授業」 (教育課程内)

※ 「土曜授業」とは、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の教育活動を行うものをさします。

「土曜授業」を実施する場合については、教育課程に位置づけられるものであるため、すべての児童生徒が対象となります。

教員等が授業を行う他、ゲストティーチャーとして、地域の人材を活用した授業を行うことができます。



例えば、

- 家庭・地域、大学、企業等との連携による授業や行事
- 総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動等
- 家庭、地域住民等への公開授業 など

☆ 実施については、原則、土曜日の半日単位とします。

※ 土曜日に授業を実施しない場合においても、土曜日を有効に活用し、学校、家庭、地域住民等の連携の下で、子どもたちの豊かな学びにつながる取組を一層充実していくことが必要です。

5 三重県こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校の整備について

1 併設特別支援学校の整備に係る取組

三重県こども心身発達医療センター（仮称）（以下、「新医療センター」という。）及び併設特別支援学校について、関係部局及び関係学校等と連携しながら整備を進めています。

建築設計については、平成25年4月から該当学校（草の実分校、あすなろ分校）、津市教育委員会、病院等関係者とともに建築設計業者との間で協議を重ねてきました。

現在、異なる障がい種（肢体不自由、病弱）に対応し、児童生徒が安全で安心して学習できる施設として建築の基本設計（概要別紙）が終了し、実施設計に着手したところです。

2 併設特別支援学校の校舎概要

（1）校舎全体

- ・ 障がい特性の異なる児童生徒が同一施設を利用するため、可能な限り学習空間を分離し、安全面を確保しました。このことから、教育部門別に教室を階層で分離しました。

（2）1階（肢体不自由教育部門、共用特別教室、事務室等）

- ・ 肢体不自由教育部門の児童生徒が、スムーズに登下校できるよう、病棟と教室を同一階に配置しました。また、緊急時に速やかに屋外避難ができるよう、1階に配置しました。
- ・ 児童生徒が、車いすや歩行器のまま、安全に屋外活動ができるよう、中庭を中心に教室を配置しました。

（3）2階（病弱教育部門、保健室等）

- ・ 病弱教育部門の児童生徒の障がいの特性から、向かい合う教室からの音等が授業時の集中の妨げとならないよう、廊下をはさんで教室（特別教室も含む）が向かい合わない配置としました。
- ・ 小学部と中学部の日課や活動が異なることから、小学生と中学生が互いを刺激し合わないよう、動線交錯が最小限となる回廊式としました。

（4）3階（病弱教育部門の昇降口、体育館等）

- ・ 病弱教育部門の児童生徒が、病棟生活と学校生活の切り替えを図れるよう、病棟からセンター屋上通路を通過して登下校します。このことから、専用昇降口を設置しました。

3 併設特別支援学校の機能

併設特別支援学校における2つの教育部門（肢体不自由・病弱）の教育内容に係る基本的な考え方、地域支援のあり方について、次のように学校関係者及び病院関係者と検討を行っているところです。

（1）教育内容に係る基本的な考え方について

- ・ 併設特別支援学校における学校生活が入院中の児童生徒に対する治療上の重要な役割を担うことを踏まえ、医療を優先する中で学習指導要領に基づく教育課程を編成しています。
- ・ 学校の日課と病棟の日課のすり合わせ、授業時間帯に実施する治療や訓練、学校と病棟の施設の共用などを考慮した教育課程を編成しています。
- ・ 特にあすなろ学園に入院する児童生徒については、効果的な治療・教育の方法を引き継ぐため、分校教職員及び病棟職員とともにケース検討を進めています。

（2）地域支援のあり方について

- ・ 草の実リハビリテーションセンター及びあすなろ学園の地域支援担当者と情報交換を行うことで、両病院による小中学校等への地域支援の現状と課題を確認しています。
- ・ 新医療センター及び併設特別支援学校の地域支援機能である「センター的役割を牽引する機能」「情報発信・研修の機能」「関係機関との連携の機能」の詳細について検討を進めています。
- ・ 併設特別支援学校を中核にした各県立特別支援学校のセンター的機能の強化について検討を始めました。

4 今後の取組

引き続き、併設特別支援学校の機能について検討するとともに、実施設計にあわせて、関係学校や病院関係者との協議を重ねます。

三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の基本設計の概要について

本県の子どもの発達支援体制の現状や課題を踏まえ、これらに適切に対応するため、障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉機関である県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、三重県児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」として、併設する学校とともに一体的に整備し、小児の医療提供体制・療育体制の充実を図るとともに、子どものこころとからだの発達支援の拠点として整備します。

このたび、以下のとおり、新施設の基本設計がまとまりましたので、その概要を報告します。

1. 施設計画の概要

- (1) 対象児 肢体不自由児、自閉症児、発達・情緒障がい児等
- (2) 予定病床数 110床 3病棟
 (小児整形外科病棟 30床×1病棟)
 (児童精神科病棟 40床×2病棟)
- (3) 予定外来利用者数 約160人(全予約診療)
- (4) 医療機能 病院(小児整形外科、リハビリテーション科、児童精神科)
 入院及び外来診療のほか、理学療法、作業療法、言語療法、デイケア、心理療法等を実施
- (5) 福祉機能 医療型障害児入所施設
 障害児通所支援(児童発達支援)事業所
 障害福祉サービス(生活介護及び短期入所)事業所
 きこえの相談
- (6) 教育機能 特別支援学校 110人(病床数と同数)
 (肢体不自由教育部門 30人)
 (病弱教育部門 80人)

2. 建築計画の概要

- (1) 建築場所 津市大里窪田町字西穴川 340-1 外1筆 地内
- (2) 敷地面積 約16,600㎡
- (3) 建築規模 延べ面積 約17,100㎡
 (新センター：約13,000㎡、特別支援学校：約4,100㎡)
 建築面積 約7,600㎡
- (4) 建築構造 RC造(一部S造) 4階建て
- (5) 概算建築工事費 約60億円(新センター約48億円、学校約12億円)

【参考】既存建物概要

県立草の実リハビリテーションセンター：60床

(RC造2階建て 延べ面積 5,958.45㎡)

県立城山特別支援学校草の実分校：60人

(RC造2階建て 延べ面積 2,123.00㎡)

県立小児心療センターあすなろ学園：80床

(RC造2階建て 延べ面積 5,810.00㎡)

津市立高茶屋小学校・津市立南郊中学校あすなろ分校：80人

(RC造2階建て 延べ面積 1,456.00㎡)

県児童相談センター 言語聴覚部門

(RC造2階部分 延べ面積 428.24㎡)

3. 全体の整備スケジュール

平成24年度 建築基本設計着手

平成25年度 建築基本設計完成

建築実施設計着手

建築関連工事着手

平成26年度 建築実施設計完成

平成27年度 建築工事着手

平成28年度 建築工事完成

平成29年度 新施設開院及び開校（予定）

4. 別添資料

- ・三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校イメージ図、配置計画、平面計画

6 平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（概要）について

1 報告の経緯

本調査は、毎年度、当該年度末に文部科学省から照会があり、全国の回答結果をとりまとめ、翌年度の8月に文部科学省から公表されるもので、県教育委員会としては、市町教育委員会及び県立学校からの回答をとりまとめ、例年、6月中に報告を行っています。

本年度については、文部科学省からの照会が例年より3ヶ月程度遅かった（6月末）ため、今回、この時期での調査結果の報告となりました。

なお全国の調査結果については、文部科学省から12月初旬に公表される予定です。

※調査結果報告書は、別添資料2のとおりです。

2 調査結果（概要）

（1）暴力行為

平成24年度の暴力行為の発生件数は、781件で、平成23年度と比較すると、小学校で31件増加、中学校で21件減少、高等学校で14件減少となっており、全体で4件減少しています。

【暴力行為推移（校種別）】

（単位：発生件数）

	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H23
小学校	93	82	54	87	118	31
中学校	576	610	490	564	543	▲21
高等学校	130	130	142	134	120	▲14
計	799	822	686	785	781	▲4

- ・ 中学校、高等学校における暴力行為の発生件数は、減少しましたが、小学校において、暴力行為の発生件数が増加（前年度比35.6ポイント増）しています。特定の小学校の一部の児童が、暴力行為を繰り返し行う傾向があり、暴力行為が衝動的であったり、度が過ぎたものであるなど、自分をコントロールするのが難しいケースが見られ、児童の特性や実態に合わせた対応が課題となっています。
- ・ 学校において、暴力行為が繰り返し行われるケースについては、学校と所管する教育委員会との連携をより一層進めながら、学校内の生徒指導体制のさらなる充実を図っていく必要があると考えています。
- ・ 具体的な支援としては、警察退職者等からなる生徒指導特別指導員や、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して支援を進めるスクールソーシャルワーカーの早期支援が、中学校・高等学校における暴力行

為の早期解決に一定の効果을あげていることから、これらを小学校にも早期に派遣し、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援などを行います。

- また、学校だけで対応することが困難な場合には、子ども安全対策監を中心に生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等で組織される「学校問題解決サポートチーム」を派遣し、関係機関との連携・協力を一層密にして、組織的に問題解決に当たります。

(2) いじめ

平成24年度のいじめの認知件数は1,738件で、平成23年度の245件と比較すると1,493件増加(対前年度比7.1倍)となりました。

【いじめ推移(校種別)】

(単位:認知件数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H23
小学校	126	92	156	102	975	873
中学校	186	122	146	109	630	521
高等学校	48	45	34	33	126	93
特別支援学校	2	1	4	1	7	6
計	362	260	340	245	1,738	1,493

- 昨年度9月に実施した国の緊急調査では、認知件数が1,266件で、その解消率は65.6%でしたが、今回の調査では認知件数が1,738件、解消率は91.7%となりました。

こうした結果は、ふたつの調査そのものが、異なるという前提のもと、昨年の上半期で1,266件であり、その2倍以下となったこと、また、解消率においては昨年度の上半期では、7割弱であったものが、今回9割以上となったことについては、昨年度の9月以降、いじめ対策に学校現場が適切に取り組んだ結果だと推察されます。

- 改善の方向に向かったことについて、具体的には、「いじめを絶対に許さない緊急アピール」による啓発、学期1回以上の児童生徒アンケート調査の実施や、市町教育委員会との合同会議の開催などにより、市町教育委員会や学校のいじめ防止に対する意識や、児童生徒のいじめに対する意識が高まり、いじめの未然防止、早期解決の取組が進んだ結果であると推察されます。
- 今後もアンケート調査等を利用した的確な実態把握を行い、スクールカウンセラーの活用や「いじめを許さない『絆』プロジェクト事業」によるいじめの未然防止、子ども安全対策監のもとでの早期対応等、組織的な取組を継続していきます。

- また、9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、三重県として、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針「三重県いじめ防止基本方針」の策定を平成26年1月末を目途に進め、市町教育委員会及び県立学校に周知していきます。

(3) 不登校

平成24年度の小中学校の不登校児童生徒数は1,747人で、平成23年度と比較すると、小学校で38人増加、中学校で97人減少しており、全体で59人減少しています。

【不登校児童生徒数（校種別）】

(単位:人数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H23
小学校	373	357	350	353	391	38
中学校	1,536	1,437	1,481	1,453	1,356	▲97
計	1,909	1,794	1,831	1,806	1,747	▲59

- 三重県全体の不登校児童生徒数の減少数59人のうち、8割を超える47人が、同じスクールカウンセラーを中学校区の小中学校に重点的に配置する「学びの環境づくり支援事業」の15中学校区の児童生徒であるとの結果が出たことから、小・中学校間の連携した教育相談体制の確立にスクールカウンセラーを活用することが、不登校対策に効果的であると評価しています。
- 今年度より、「いじめを許さない『絆』プロジェクト事業」において、いじめの未然防止とともに学級満足度調査を活用した学校体制で取り組む学級集団作りを進めるとともに、生徒指導担当者の指導力向上をめざした研修を充実するなどして、さらに未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

(4) 県立高等学校における長期欠席

平成24年度の県立高等学校における長期欠席生徒数（年間に30日以上欠席した生徒数）は1,046人で、平成23年度と比較すると、69人増加しました。理由別では「病気」が128人、「経済的理由」が44人、「不登校」が780人、「その他」が94人となっています。

【長期欠席者数】

(単位:人数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H23
全日制	825	744	648	558	597	39
定時制	472	400	348	419	449	30
計	1,297	1,144	996	977	1,046	69

【長期欠席者数のうち不登校人数】

(単位:人数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H23
全日制	459	448	442	366	417	51
定時制	289	262	289	332	363	31
計	748	710	731	698	780	82

- ・ 長期欠席者1,046人の8割近くを占める不登校780人については、不登校になったきっかけと考えられる状況では、「無気力」が最も多く328人、次いで「あそび・非行」が159人など、本人に係る状況が多いことから、入学時から個々の生徒の状況把握を十分に行っていくことが重要です。
- ・ スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図るとともに、学校の要請によりスクールソーシャルワーカーを派遣し、教職員からの聞き取りや生徒・保護者との面談等により見立てを行い、生活習慣の改善、家庭との連携強化などの取組を進めてきたことが一定の成果を上げていますが、対前年度の1割以上の増加となっていることから、大きな課題となっています。
- ・ 平成25年度より、スクールソーシャルワーカーを3名増員して7名体制とし、不登校や中途退学が多い6校に定期的に派遣(月2回)して、校内の相談体制の充実を図るとともに、不登校の事例の中には福祉的・経済的な支援が必要な場合もあることから、関係機関等と連携して学校復帰に向けた支援を実施しています。

(5) 県立高等学校における中途退学

平成24年度の県立高等学校における中途退学者の総数は555人で、平成23年度と比較すると、27人減少しました。内訳は、全日制390人、定時制165人となっています。

【中途退学者数】

(単位:人数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H23
全日制	536	400	430	393	390	▲ 3
定時制	217	217	211	189	165	▲ 24
計	753	617	641	582	555	▲ 27

【不登校の内の中途退学者数】

(単位:人数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H23
全日制	156	129	108	87	131	44
定時制	35	31	46	40	65	25
計	191	160	154	127	196	69
率	25.5%	22.5%	21.1%	18.2%	25.1%	6.9%

- ・ 中途退学については、その理由として「学校生活・学業不適応」（42.1%）や「学業不振」（17.4%）などが多いことから、各学校において、新入生に対するオリエンテーションなど早期の適応指導や、学習意欲の向上・基礎学力定着のための授業改善等の指導を進めていることが、減少傾向につながっていると考えます。
- ・ 不登校になったきっかけでは本人に係る状況が多く、不登校後の中途退学にいたる数が約1/4あることから、不登校が減少している学校の取組を参考にするとともに、中学校との一層の連携を図るなどして不登校を生まない取組を進めていきます。
- ・ 平成25年度より、不登校や中途退学が多い6校にスクールソーシャルワーカーを定期的に派遣（月2回）して、高校生活にスムーズに適応できるよう、校内の相談体制の充実を図るとともに、若者就業サポートステーション等の関係機関と連携し、入学時から就労までつなげ、「途切れない支援」を実施しています。

3 その他

- （1） 市町教育委員会と県立学校については、この結果を適切に周知していきます。特に、市町教育委員会については、11月に開催した「第4回 いじめを許さない『絆』プロジェクト会議」において、情報共有・意見交換等、いじめ問題の防止にむけた協議を行いました。
- （2） いじめ問題に関しては、昨年度、文部科学省の緊急調査に併せて実施した県内一斉調査（9月実施）を、本年度から9月末に年1回県独自で実施していきます。

7 平成25年度「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る調査」結果（概要）について

1 報告の経緯

昨年度、大津市をはじめとする全国的ないじめ問題により、9月に全国で一斉にいじめの問題に関する文部科学省の緊急調査が行われました。本県も、市町教育委員会及び県立学校からの回答をとりまとめ、文部科学省に報告するとともに、10月には、調査結果を速報値として公表しました。

本県におきましては、いじめの問題を十分に把握するために、昨年度の文部科学省調査とほぼ同様の内容で、市町教育委員会及び県立学校に対して、いじめ問題への取組状況に関しての調査及び各学校において、アンケート調査を実施し、児童生徒の状況を把握したうえでのいじめの認知件数等についての児童生徒調査を、当面、県の独自調査として実施することとしました。

本年度の9月に実施した調査の結果概要については、以下のとおりです。（調査結果については、別添資料3のとおり。）

2 取組状況調査（市町教育委員会）

（1）調査の概要【抜粋】設問30項目中7項目

設問	設問内容	回答項目	H25年度		H24年度		増減
			回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)	
2	『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査』を踏まえた取組の徹底について（平成24年11月27日付け文部科学省通知）を踏まえるなどにより、貴教育委員会が設置している学校に対し、いじめの実態把握に関するアンケート調査を定期的実施することを求めていますか。	1. 実施を求めている。	29	100.0	29	100.0	0.0
		2. 実施は求めているない。	0	0.0	0	0.0	0.0
4	管下の学校等に対し、いじめを把握した場合に報告することを求めていますか。（複数回答可）	1. 把握したらその都度、報告を求めている	25	86.2	21	72.4	13.8
		2. 週に1回から月に2~3回程度の報告を求めている	0	0.0	0	0.0	0.0
		3. 月に1回程度の報告を求めている	11	37.9	13	44.8	▲ 6.9
		6. 報告を求めているない	0	0.0	0	0.0	0.0

設問	設問内容	回答項目	H25年度		H24年度		増減
			回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)	
8	管下の学校の中で、平成25年度当初から現在に至るまでに、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がありましたか。	1. あった	7	24.1	14	48.3	▲ 24.2
		2. なかった	22	75.9	15	51.7	24.2
12	貴教育委員会において、平成25年度中にいじめの問題に関する、教員を対象とした研修を実施した、又は実施する予定がありますか。(複数回答可)	1. 管理職を対象とした研修を実施(又は予定)	13	44.8	12	41.4	3.4
		2. 生徒指導主事等生徒指導担当教員を対象とした研修を実施(又は予定)	16	55.2	14	48.3	6.9
		3. 初任者研修において実施(又は予定)	1	3.4	1	3.4	0.0
		4. 5年経験者研修、10年経験者研修等の年次研修において実施(又は予定)	0	0.0	1	3.4	▲ 3.4
		5. 1～4以外の教員を対象とした研修を実施(又は予定)	9	31.0	7	24.1	6.9
		6. 特に実施の予定はない	8	27.6	8	27.6	0.0
20	貴教育委員会と学校やPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議をする機会が設けられていますか。	1. はい	17	58.6	17	58.6	0.0
		2. いいえ	12	41.4	12	41.4	0.0
21	貴教育委員会において、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っていますか。	1. はい	17	58.6	14	48.3	10.3
		2. いいえ	12	41.4	15	51.7	▲ 10.3
25	学校警察連絡協議会を開催していますか。	1. はい	29	100.0	24	82.8	17.2
		2. いいえ	0	0.0	5	17.2	▲ 17.2

(2) 調査のまとめ

- すべての教育委員会が、いじめを把握した場合に報告を求めており、「月に1回程度の報告」(37.9%)が6.9ポイント減少した反面、「把握したらその都度、報告を求めている」(86.2%)が13.8ポイント増加しました。(設問4より)

- 管下の学校の中で、平成25年度当初から現在に至るまでに、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校があったと回答した割合は、24.1%で、24.2ポイント減少しました。(設問8より)
- いじめの問題に関する教員を対象とした研修の実施について、「特に実施の予定はない」と回答した8市町については、平成25年度中に独自で実施することは予定していませんが、県教育委員会主催の生徒指導担当者講習会等に参加しています。今後は、独自の研修会を開催するよう指導してまいります。(設問12より)
- いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会が設けられている教育委員会は、昨年と同様の状況で、58.6%(増減なし)でした。具体的な取組としましては、(四日市市)コミュニティ・スクールの会議や学校づくり協力者会議などにおける協議、(伊勢市)市PTA連絡協議会等における協議等が実施されています。しかしながら、12市町においては、依然として昨年同様、このような機会が設けられていないことから、取組事例を紹介するなど、PTAや地域の関係団体等と協議する機会が設けられるよう指導・助言を行ってまいります。(設問20より)
- 家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている教育委員会は、58.6%で、10.3ポイント増加しました。(設問21より)
- 学校警察連絡協議会については、昨年度、実施されていないと回答した5市町を含む、すべての教育委員会が開催していると回答しています。(設問25より)

3 取組状況調査（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）調査の概要【抜粋】設問15項目中7項目

設問	設問内容	回答項目	H25年度					H24年度					増減				
			(389校)	(164校)	(68校)	(16校)	合計	(391校)	(166校)	(68校)	(16校)	合計	(391校)	(166校)	(68校)	(16校)	合計
			小学校	中学校	高校	特支		小学校	中学校	高校	特支		小学校	中学校	高校	特支	
2	平成24年度中に、全児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を行いましたか。	1. 実施した	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		2. 実施していない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2-②	平成24年度は、どの程度の頻度で、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しましたか。	1. 年1回	4.4	1.8	13.2	25.0	5.2%	28.1	22.9	80.9	26.7	32.3%	▲23.7	▲21.1	▲67.7	▲1.7	▲27.1
		2. 年2～3回	86.1	79.3	82.4	50.0	83.0%	64.5	68.7	19.1	53.3	60.4%	21.6	10.6	63.3	▲3.3	22.6
		3. 年4回以上	9.5	18.9	4.4	25.0	11.8%	7.4	8.4	0.0	20.0	7.2%	2.1	10.5	4.4	5.0	4.6
4	平成24年度中に、いじめの問題に関する校内研修を実施しましたか。（複数回答可）	1. いじめの問題に特化して実施した。	34.7	15.9	14.3	6.3	27.0%	6.9	5.4	4.4	0.0	6.1%	27.8	10.5	9.9	6.3	20.9
		2. 生徒指導等の研修として、いじめの問題にも触れて実施した。	84.3	90.9	55.7	37.5	81.9%	92.3	85.5	39.7	25.0	83.3%	▲8.0	5.4	16.0	12.5	▲1.4
		3. 実施していない。	1.3	4.3	30.0	56.3	6.6%	4.3	12.7	55.9	68.8	13.6%	▲3.0	▲8.4	▲25.9	▲12.5	▲7.0
5	貴校における生徒指導上の具体的な事案に関して、校長に対する報告や連絡はどのような形で行われていますか。	1. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候の全てを、定期的に校長にまで報告するよう努めている。	70.7	75.6	42.6	37.5	68.1%	51.7	71.7	32.4	43.8	54.6%	19.0	3.9	10.2	▲6.3	13.5
		2. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候のうち特に報告すべきと考えられるものを校長にまで報告するようにしている。	28.0	23.2	57.4	62.5	30.8%	47.3	25.9	66.2	56.3	44.0%	▲19.3	▲2.7	▲8.8	6.2	▲13.2
		3. 具体的な事案が生じてから報告が行われている。	0.8	0.6	0.0	0.0	0.6%	0.8	0.6	1.5	0.0	0.8%	0.0	0.0	▲1.5	0.0	▲0.2
		4. その他(具体的に)	0.5	0.6	0.0	0.0	0.5%	0.3	1.8	0.0	0.0	0.6%	0.2	▲1.2	0.0	0.0	▲0.1
6	児童生徒の日頃の行動や態度などについて、学級内・学年にとどまらず、職員会議等の場で情報の共有化が図られていますか。	1. 毎日	20.6	28.7	17.6	25.0	22.4%	16.4	29.5	14.7	50.0	20.4%	4.2	▲0.8	2.9	▲25.0	2.0
		2. 週に1～3回程度	25.7	47.6	14.7	6.3	29.7%	24.3	40.4	17.6	0.0	27.1%	1.4	7.2	▲2.9	6.3	2.6
		3. 月に2～3回程度	33.2	13.4	23.5	18.8	26.7%	34.8	18.7	23.5	12.5	28.9%	▲1.6	▲5.3	0.0	6.3	▲2.2
		4. 月に1回程度	19.8	9.8	26.5	43.8	18.5%	23.0	10.8	29.4	37.5	20.9%	▲3.2	▲1.0	▲2.9	6.3	▲2.4
		5. 上記以外	0.8	0.6	17.6	6.3	2.7%	1.5	0.6	14.7	0.0	2.7%	▲0.7	0.0	2.9	6.3	0.0
7	指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際して、学級担任等の教員間での引き継ぎは適切になされていますか。	1. 指導記録等の資料を用いて引き継ぎを行っている。	81.2	75.0	64.7	100.0	78.3%	76.5	75.9	63.2	100.0	75.5%	4.7	▲0.9	1.5	0.0	2.8
		2. 指導記録等の資料は用いず口頭により引き継ぎを行っている。	18.8	25.0	35.3	0.0	21.7%	23.5	24.1	36.8	0.0	24.5%	▲4.7	0.9	▲1.5	0.0	▲2.8
		3. 教員間の引き継ぎは行っていない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

設問	設問内容	回答項目	H25年度					H24年度					増減				
			(389校)	(164校)	(68校)	(16校)	合計	(391校)	(166校)	(68校)	(16校)	合計	(391校)	(166校)	(68校)	(16校)	合計
			小学校	中学校	高校	特支		小学校	中学校	高校	特支		小学校	中学校	高校	特支	
9	犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか。	1. 暴力行為をはじめ犯罪の可能性のあるものはすべて通報している。	59.4	51.2	35.3	43.8	54.3%	46.8	45.8	23.5	37.5	43.8%	12.6	5.4	11.8	6.3	10.5
		2. 犯罪の可能性のあるものうち、特に重篤と考えるものに限定して通報している。	40.6	48.8	64.7	56.2	45.7%	53.2	54.2	76.5	62.5	56.2%	▲12.6	▲5.4	▲11.8	▲6.3	▲10.5
		3. 特に通報していない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11	学校警察連絡協議会を開催していますか。	1. はい	83.3	95.7	100.0	100.0	88.7%	74.2	91.0	100.0	100.0	81.9%	9.1	4.7	0.0	0.0	6.8
		2. いいえ	16.7	4.3	0.0	0.0	11.3%	25.8	9.0	0.0	0.0	18.1%	▲9.1	▲4.7	0.0	0.0	▲6.8

(2) 調査のまとめ

- すべての学校において、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しています。(増減なし)

【アンケート調査の実施状況】

- その頻度については、「年に1回」と回答した学校が、全体で27.1%減少し、「年2回～3回」実施している学校が、小学校86.1%(21.6ポイント増)中学校79.3%(10.6ポイント増)、高等学校82.4%(63.3ポイント増)、特別支援学校50.0%(3.3ポイント減)となっています。
- また、「年4回以上」実施している学校も、すべての校種で増加しました。(小学校9.5%<2.1ポイント増>、中学校18.9%<10.5ポイント増>、高等学校4.4%<4.4ポイント増>、特別支援学校25.0%<5ポイント増>) (以上、設問2より)

【校内研修の実施状況】

- 校内研修については、生徒指導等の研修として実施しているとの回答が全体で1.4ポイント減少し、いじめ問題に特化した研修会を実施した学校が増加しました。(小学校34.7%<27.8ポイント増>、中学校15.9%<10.5ポイント増>、高等学校14.3%<9.9ポイント増>、特別支援学校6.3%<6.3ポイント増>) (設問4より)

【校長に対する報告・連絡】

- 生徒指導上の具体的な事案に関する校長への報告・連絡については、「特に報告すべきと考えるもののみ報告」と回答した学校が、全体で13.2ポイント減少し、生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候についての校長に対する報告や連絡は、「全てを、定期的に校長にまで報告するよう

努めている」(小学校 70.7%<19 ポイント増>、中学校 75.6%<3.9 ポイント増>、高等学校 42.6%<10.2 ポイント増>、特別支援学校 37.5%<6.3 ポイント減>) で、すべてを校長に報告するよう努めている学校が増加しました。

- ・ しかしながら、「生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候のうち、特に報告すべきと考えるものを校長にまで報告するようにしている」と回答している割合が、全体で 30.8%(小学校 28.0%、中学校 23.2%、高等学校 57.4%、特別支援学校 62.5%) あることから、全てを定期的に校長にまで報告するよう指導していきます。(以上、設問 5 より)

【情報の共有化】

- ・ 児童生徒の行動や態度などについて、学校内での情報の共有化の頻度は、昨年度に比べて、やや微増(毎日 22.4%<2.0 ポイント増>、週に 1～3 回程度 29.7%<2.6 ポイント増>) しているものの、ほぼ変化していないことから、全体的な情報の共有化が進むよう、市町等教育委員会及び県立学校に働きかけていきます。(設問 6 より)

【教員間での引継ぎ】

- ・ 指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際しての、学級担任等の教員間での引継ぎについて、「指導記録等の資料を用いて引継ぎを行っている」との回答が、78.3%<2.8 ポイント増>と微増しています。
- ・ しかしながら、「資料は用いずに口頭により引継ぎを行っている」との回答が、21.7%<2.8 ポイント減>あり、昨年度の国の調査において、「指導記録等の資料を用いて引継ぎを行っている」との回答の全国平均 83.9%と比較しても下回っていることから、今後も指導上配慮を要する児童生徒の引継ぎについては、指導記録等の資料を用いて丁寧な引継ぎを行うよう指導していきます。(以上、設問 7 より)

【警察への通報】

- ・ すべての校種において「暴力行為をはじめ犯罪の可能性のあるものはすべて通報している」と回答した学校が増加しています。(小学校 59.4%<12.6 ポイント増>、中学校 51.2%<5.4 ポイント増>、高等学校 35.3%<11.8 ポイント増>、特別支援学校 43.8%<6.3 ポイント増>) (設問 9 より)

【学校警察連絡協議会】

- ・ 学校警察連絡協議会の開催については、全体で 88.7%＜6.8 ポイント増＞と増加しているものの、小学校では 83.3%＜9.1 ポイント増＞が開催していると回答しており、他の校種と比較して開催の割合が低くなっています。
- ・ 警察との連携については、平成 25 年 5 月 16 日付の文部科学省通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」に基づき、適切な対応を図るよう、各学校に周知徹底したところですが、日頃からの情報共有や小学校段階からの連携について、さらなる強化に努めるよう指導していきます。(以上、設問 11 より)

4 児童生徒調査（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）調査の概要【抜粋】設問5項目中4項目

設問	設問内容	平成25年度					平成24年度					増減				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
(1)	いじめの認知件数 (平成25年度当初から、今回の調査の時点まで)	467	407	63	4	941	741	409	110	6	1,266	▲274	▲2	▲47	▲2	▲325
(2)	上記(1)のうち、いじめが解消しているものの件数	284	262	51	4	601	512	240	72	6	830	▲228	22	▲21	▲2	▲229
	解消率(%)	60.8%	64.4%	81.0%	100.0%	63.9%	69.1%	58.7%	65.5%	100.0%	65.6%	▲8.3	5.7	15.5	0.0	▲1.7
	上記(1)について、以下のいじめの態様別の件数 (複数回答可)															
(3)	① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	314	288	42	2	646	522	317	72	4	915	▲208	▲29	▲30	▲2	▲269
		48.8%	47.1%	47.7%	50.0%	48.0%	52.3%	48.2%	37.9%	40.0%	49.3%	▲3.5%	▲1.1%	9.8%	10.0%	▲1.3%
	② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	90	95	8	0	193	162	111	24	3	300	▲72	▲16	▲16	▲3	▲107
		14.0%	15.5%	9.1%	0.0%	14.3%	16.2%	16.9%	12.6%	30.0%	16.2%	▲2.2%	▲1.4%	▲3.5%	▲30.0%	▲1.9%
	③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	124	88	7	1	220	204	103	28	1	336	▲80	▲15	▲21	0	▲116
		19.3%	14.4%	8.0%	25.0%	16.3%	20.4%	15.7%	14.7%	10.0%	18.1%	▲1.1%	▲1.3%	▲6.7%	15.0%	▲1.8%
	④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	27	24	4	0	55	23	19	6	0	48	4	5	▲2	0	7
		4.2%	3.9%	4.5%	0.0%	4.1%	2.3%	2.9%	3.2%	0.0%	2.6%	1.9%	1.0%	1.3%	0.0%	1.5%
	⑤ 金品をたかられる。	4	2	3	0	9	5	6	7	0	18	▲1	▲4	▲4	0	▲9
	0.6%	0.3%	3.4%	0.0%	0.7%	0.5%	0.9%	3.7%	0.0%	1.0%	0.1%	▲0.6%	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	23	22	4	1	50	25	39	13	0	77	▲2	▲17	▲9	1	▲27	
	3.6%	3.6%	4.5%	25.0%	3.7%	2.5%	5.9%	6.8%	0.0%	4.1%	1.1%	▲2.3%	▲2.3%	25.0%	▲0.4%	
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	33	39	5	0	77	35	30	13	1	79	▲2	9	▲8	▲1	▲2	
	5.1%	6.4%	5.7%	0.0%	5.7%	3.5%	4.6%	6.8%	10.0%	4.3%	1.6%	1.8%	▲1.1%	▲10.0%	1.4%	
⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	9	37	10	0	56	2	24	16	1	43	7	13	▲6	▲1	13	
	1.4%	6.1%	11.4%	0.0%	4.2%	0.2%	3.6%	8.4%	10.0%	2.3%	1.2%	2.5%	3.0%	▲10.0%	1.9%	
⑨ その他	20	16	5	0	41	21	9	11	0	41	▲1	7	▲6	0	0	
	3.1%	2.6%	5.7%	0.0%	3.0%	2.1%	1.4%	5.8%	0.0%	2.2%	1.0%	1.2%	▲0.1%	0.0%	0.8%	
(4)	上記(1)のうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考える件数		2			2		2			2					

(2) 認知件数

- ・ 本調査で認知されたいじめの件数（平成25年4月から9月末）は、941件（小学校467件<274件減>、中学校407件<2件減>、高等学校63件<47件減>、特別支援学校4件<2件減>）でした。
- ・ 昨年度と比較して、325件減少しており、学期に1回以上の児童生徒アンケート調査の実施や各学校のいじめ防止のための取組の充実等が、未然防止につながったと推察されます。
- ・ 解消率については63.9%となっていますが、認知されたいじめ事案については、解消に向けての取組途中のものが計上されていることから、年度内の解消に向けての取組が進められています。なお、県教育委員会としましては、学校だけで対応が困難な事案については、スクールソーシャルワーカー等を含めた「学校問題解決サポートチーム」を編成し、問題解決に向けた支援を行います。

(3) 態様別

- ・ いじめの態様別では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が646件と最も多く、全体の48.0%を占めています。これらの傾向については、昨年度と同様であり、悪ふざけや口論、遊びの中で気持ちや行動がエスカレートしてきて起こるトラブル等が、いじめのきっかけになっていると思われることから、今後も早期に発見し対応していくことが大切であると考えています。
- ・ 「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」が55件（小学校27件、中学校24件、高等学校4件、特別支援学校0件）、「金品をたかられる」が9件（小学校4件、中学校2件、高等学校3件、特別支援学校0件）、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」が50件（小学校23件、中学校22件、高等学校4件、特別支援学校1件）となっています。その中には、小学校の事案も多く含まれていることから、早期発見・早期対応に努めるとともに、早い段階からの規範意識の向上を図ります。
- ・ また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれているいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図るよう、再度周知徹底します。

(4) 重大な事案に至るおそれがあると考える事案

- ・ 重大な事案に至るおそれがあると考える事案は中学校2件で、うち1件は、既に解消済です。

5 いじめの問題に対する取組

- (1) 市町教育委員会と県立学校については、この結果を適切に周知し、今後の取組に生かしていきます。特に市町教育委員会については、11月28日から4ブロックで開催された「第4回いじめを許さない『絆』プロジェクト会議」において、意見交換等を行い、いじめ問題の防止に向けて、全力で取り組むことを確認しました。
- (2) 11月17日には、「子どもたちの輝く未来づくりに向けた集い」を開催し、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長の「いじめ防止対策推進法について」の基調講演のもと、三重県PTA連合会や三重県高等学校PTA連合会との意見交換を行いました。
- (3) スクールカウンセラーの配置等を充実させることにより、学校や中学校区の教育相談体制を強化し、いじめをはじめとする問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- (4) 今後、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、「三重県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に推進していきます。

8 「三重県いじめ防止基本方針」の策定について

1 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」について

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が公布され、同年9月28日施行されました。また、これを受け、平成25年10月11日に「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）が発表されました。

国の基本方針は、法第11条第1項に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定められたもので、次の3つの骨格で示されています。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

また、主な内容は以下のとおりです。

- ・ 地方公共団体は、いじめ防止等に関する関係機関の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことが望ましい。
- ・ いじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関を設置することが望ましい。
- ・ 重大事態の調査を行う組織は、附属機関を調査組織とすることが望ましく、専門的知識及び経験を有する第三者が参加するよう努める。
- ・ 学校や教育委員会は、被害者側に調査結果を適切に提供する責任を有する。
- ・ 学校は、定期的なアンケートや教育相談の実施等により、児童生徒が訴えやすい体制を整える。

2 「三重県いじめ防止基本方針」の策定

県としましては、国の基本方針を参酌して、本県としてのいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針「三重県いじめ防止基本方針」を策定します。

策定にあたっては、11月22日、29日に関係部局との庁内会議を行ったうえで、教育関係機関及び、警察、法務局等関係機関の代表、保護者代表や、学識経験者、弁護士、臨床心理士等の専門家を策定委員に委嘱し、「第1回三重県いじめ防止基本方針策定委員会」を12月6日に開催しました。

今後は、関係部局との庁内会議を重ねて開催し、平成26年1月10日の第2回策定委員会を経て調整のうえ、1月末の策定を目途に進めていきます。なお、三重県いじめ防止基本方針で定める組織については、平成26年三重県議会定例会（2月定例会）に設置条例議案を提案することを、現在検討しています。

三重県いじめ防止基本方針（素案概要）

1 本方針の内容

三重県いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定します。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

（1）いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめ問題は、学校における最重要課題の1つであり、学校を含めた社会全体に関する国民的課題であることから、社会総がかりでいじめ問題に対峙するために制定されました。

（2）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ問題について十分理解できるようにする必要があります。また、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であり、関係者の連携の下で、いじめ問題の克服をめざします。

（3）いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（4）いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、多くの児童生徒が、入れ替わり被害や加害を経験しています。また、いじめの加害、被害という二者関係だけでなく、観衆や傍観者の存在にも注意を払う必要があります。

（5）いじめの防止等に関する基本的な考え方

（ア）いじめの防止について

学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が「いじめは決して許されない」ことを理解する必要があります。また、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが重要です。

（イ）いじめの早期発見について

ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが大切であり、地域や家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

（ウ）いじめへの対処について

いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全確保

が必要であり、組織的な対応を行うとともに、関係機関との連携が必要です。

(エ) 地域や家庭との連携について

P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について、地域や家庭と連携した対策を推進することが必要です。

(オ) 関係機関との連携について

学校だけでは解決が困難な場合は、警察、児童相談所、医療機関等との適切な連携を図ることが必要です。

(カ) 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組について、日常の点検・評価を通して現状の課題を把握します。また、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れ、生徒指導の在り方の工夫改善を図ります。

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 三重県いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえて、三重県いじめ防止基本方針を策定します。

(2) 三重県いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。構成は、三重県小中学校長会、三重県高等学校長協会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察本部、津地方法務局の各代表、及び臨床心理士、弁護士、学識経験者（大学教授）等です。

(3) 三重県教育委員会の附属機関の設置

本方針に基づく県立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、「附属機関」を設置します。構成は、臨床心理士、弁護士、学識経験者（大学教授）等です。

(4) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

24時間対応を可能とするいじめ相談ダイヤル等による教育相談体制の充実を図ります。また、「こどもほっとダイヤル」「少年相談110番」等の県内の様々な相談窓口との連携を図ります。

(5) いじめの未然防止のための方策

児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むために、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動の充実を図るなど、教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な

活動を推進します。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりです。

- 指導主事訪問等をとおして、学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図る方策について助言します。
- 児童生徒の問題解決能力を育む学級集団づくりの推進及び調査研究を行います。
- 生徒指導連絡協議会において、いじめの問題に対する指導・助言や情報交換等を行います。
- 教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図ります。
 - ・生徒指導担当者講習会の開催
 - ・新任校長及び教頭研修、初任者研修、教職経験5年及び10年研修の開催
 - ・いじめの問題を解決するための教職員用リーフレットや指導資料等を活用した、学校における研修会の開催
- いじめ防止月間の取組として、いじめ防止キャンペーンを実施し、保護者啓発リーフレットを配布するとともに、講演会等を開催します。
- 保護者との意見交換会を開催し、いじめの問題に対する取組について理解と協力を求めます。
- インターネット上のいじめに対する理解等を深めるため、保護者を対象にしたネット啓発講座を実施します。
- 学校警察連絡協議会の活動を充実させ、児童生徒の問題行動の未然防止に努めます。

なお、私立学校では、各学校の方針のもと、適切な対応を行います。

(6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、アンケート調査を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図ります。

また、いじめへの対処のために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員が一丸となって取り組むことが大切です。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりです。

〈早期発見に関わること〉

- 各学校において、毎学期に1回以上のアンケート調査や面談等を実施します。
- 市町教育委員会及び学校の取組状況について、県内一斉に調査を実施します。
- スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図ります。
- 学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図ります。
- ケータイやネット上における書き込みの監視を業者に委託して、問題のある書き込みに対する早期発見・早期対応を支援します。
- 各相談窓口との連携を図り、相談体制を充実します。

〈いじめへの対処に関わること〉

- いじめの問題等において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期解決へ向けての支援を実施します。（指導主事の派遣等）
 - 関係機関との連携を促進するため、スクールソーシャルワーカーを派遣します。
 - 当該児童生徒への心のケア及び当該学校に対しての支援や助言を行うため、必要に応じてスクールカウンセラー等を緊急派遣します。
 - 生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する「生徒指導特別指導員」を派遣し、学校や児童生徒・保護者に対する生徒指導上の諸問題行動に対して、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を実施します。
 - 学校だけでは解決が難しい問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等の専門家等による「学校問題解決サポートチーム」を派遣します。
 - ネットパトロールにより、問題のある書き込みがあれば、委託先業者と連携して削除依頼を行います。
- なお、私立学校では、各学校の方針のもと、適切な対応を行います。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合です。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合や、身体に重大傷害を負った場合などが考えられます。
- イ いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合です。なお、相当の期間とは、不登校の定義を踏まえると、年間の欠席日数の目安が30日です。

(2) 報告（第一報）

県立学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに三重県教育委員会に報告します。報告を受けた三重県教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断します。

また、市町教育委員会所管の小中学校において、重大事態が発生した場合は、当該市町教育委員会を通じて、速やかに三重県教育委員会に報告します。その際、三重県教育委員会は、市町教育委員会の要請に応じて問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家を紹介する等の支援を行います。

私立学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに三重県環境生活部に報告し連携を図ります。

なお、県立学校からの報告を受けた三重県教育委員会及び、私立学校から報告を受けた三重県環境生活部は、三重県知事に報告します。

(3) 調査の組織

三重県教育委員会又は県立学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。

三重県教育委員会が調査主体となる場合は、三重県教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行います。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加します。

県立学校が調査の主体となる場合は、法第22条に基づき学校に設置される「いじめの防止等の対策のための組織」を調査組織の母体とします。なお、その際には、三重県教育委員会の指導・助言を求めます。

学校法人又は私立学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行います。

(4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。三重県教育委員会又は県立学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供します。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

(5) 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。情報の提供にあたっては、三重県教育委員会・学校法人又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供します。

なお、県立学校及び私立学校は、調査結果を三重県知事に報告します。

(6) 再調査

上記(5)における調査結果の報告を受け、三重県は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を実施します。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

5 その他重要事項

三重県は、県立学校及び各市町における「いじめ防止基本方針」について、策定状況を確認して、公表します。

9 平成25年度上半期公立学校における体罰の調査結果について

本県における体罰への対応については、各市町教育委員会及び各学校での体罰防止の取組について年2回の報告を求めることとし、体罰禁止の徹底及び情報ルートの確立を図ってきました。

今回、第1回目の取組報告として、今年度の4月から9月末までの各市町教育委員会及び各学校での体罰防止についての取組（実態把握の方法、未然防止の取組）と体罰の件数についてとりまとめました。

1 調査結果

各市町教育委員会、各学校での体罰防止に係る主な取組及び体罰の件数は以下のとおりです。

(1) 実態把握の方法

以下のような取組により、各学校において正確な実態把握に努めました。

- ・すべての学校における児童生徒アンケートの実施と、管理職による確認
- ・教育相談等の機会を利用した児童生徒との個別面談
- ・保護者懇談会等の機会を利用した保護者との面談
- ・管理職による教職員との面談や教職員へのアンケートの実施
- ・学校だより、学級通信、連絡帳等を活用した保護者との連携
- ・管理職による授業参観や校内巡視等による校内の状況把握

(2) 未然防止の取組

各市町教育委員会においては、校長会、教頭会等の場において体罰禁止についての徹底が図られ、市町独自の体罰防止に係る研修も実施されました。また、各学校においては以下のような取組が積極的に進められました。

- ・すべての学校における県教育委員会作成の映像教材「教育活動における体罰の防止」を活用した校内研修の実施によるコンプライアンス意識の確立及び体罰禁止に係る認識の徹底
- ・すべての学校における職員会議や校内研修会、朝の打ち合わせ等の機会における管理職からの体罰に係る通知、報道、懲戒事例などをもとにした体罰禁止についての認識の徹底

- ・個人で問題を抱えこまないことや指導方法についての共通理解を図る等による組織的な生徒指導体制の構築
- ・管理職による授業参観や部活動視察等をふまえた、日常的な教職員への助言、指導
- ・養護教諭やスクールカウンセラー等と連携した相談体制の整備による児童生徒理解に基づいた生徒指導の充実
- ・県教育委員会が主催する部活動担当者対象の研修会への参加及び校内での還流学習や、学校教育の一環としての部活動のあり方についての話し合い等による、部活動における体罰禁止に係る認識の徹底

(3) 体罰の件数等

① 体罰発生学校数

小学校 8校、中学校 8校、高等学校 4校、特別支援学校 1校
計 21校

② 対象教員数

小学校 8人、中学校 8人、高等学校 4人、特別支援学校 1人
計 21人

③ 被害児童生徒数

小学校 8人、中学校 10人、高等学校 4人、特別支援学校 1人
計 23人

④ 上記事案に対する処分等（11月15日現在）

戒告 2人（中学校2人）

文書訓告 2人（中学校1人、高等学校1人）

厳重注意 6人（小学校3人、中学校2人、高等学校1人）

現在確認・検討中の事案 11人

（小学校5人、中学校3人、高等学校2人、特別支援学校1人）

計 21人

⑤ 体罰が行われた場面

授業中 6、放課後 1、休み時間 4、部活動 5、
ホームルーム 1、その他 4

- ⑥ 体罰が行われた場所
教室 8、 運動場・体育館 5、 廊下・階段 1、その他 7
- ⑦ 体罰の態様
素手で殴る 10、 棒などで殴る 1、 蹴る 2、
殴る及び蹴る等 3、その他 5
- ⑧ 被害の状況
傷害なし 19、 打撲（足） 1、 過呼吸 1
- ⑨ 把握のきっかけ（複数回答可）
児童生徒の訴え 9、 保護者の訴え 6、 教員の申告 13、
第三者の通報 3
- ⑩ 把握の手法（事情を聴取した者について、複数回答を可としています。）
当事者教員 21、 その他教職員 7、 被害児童生徒 18、
その他児童生徒 6、 保護者 6

2 今後の対応

県教育委員会としましては、体罰の件数等の状況を重く受け止め、子ども安全対策監のもと、体罰根絶にむけた以下の取組を進め、あらゆる機会を通して指導していくことで、教員一人ひとりに「体罰は絶対にゆるされない」という認識の確実な定着及び児童生徒理解に基づいた生徒指導の徹底を図ってまいります。

(1) 学期に1回程度のアンケート調査の実施

児童生徒を対象としたアンケート調査を、学期に1回程度実施し、管理職が集約します。アンケート調査の中に体罰に関する記述があれば、当該児童生徒及び当該教職員に対して、管理職が面談し事実確認を行います。

(2) 体罰防止の取組報告

体罰防止の取組（実態把握の方法、未然防止の取組、体罰の件数）について第2回目の報告（3月末）を各学校（公立小中学校については、市町教育委員会）に対して求めます。

(3) 体罰に関する電話相談窓口での対応

平成25年2月1日に、県総合教育センター内に「体罰に関する電話相談窓口」を設置しており、引き続き体罰に係る相談への対応を図っていきます。

- ・平成25年2月1日～ 3月31日の相談件数：43件
- ・平成25年4月1日～11月30日の相談件数：19件

(4) 部活動マネジメント研修の実施

部活動マネジメント研修の第2期（11月～2月）の実施により、部活動指導者がマネジメントの専門知識とスキルを身につけ、具体的な成果に結びつけることができるよう連続講座を実施します。

(5) 市町等教育長会議、校長会議及び生徒指導連絡協議会での周知徹底

市町等教育長会議や県立学校長会議、高等学校生徒指導連絡協議会において、さらなる体罰禁止に係る認識等の周知徹底及び児童生徒理解に基づいた生徒指導の推進を図っていきます。

(6) 県教育委員会事務局担当課の対応

事案が発生した場合は、子ども安全対策監に情報を集約したうえで、その統括のもと、内容に応じて県教育委員会事務局担当課が連携して対応します。

10 海女文化の文化財指定に向けた取組について

1 海女文化の現状

(1) 現状

- ・ 鳥羽・志摩地域の女性による素潜り漁(海女漁)は、貴重な習俗であり、日本の約2,000人の海女の半数が、この地域で従事しています。
- ・ 近年の生活様式の変化等もあり、海女の高齢化や後継者不足で従事者が減少し、海女漁の存続が危ぶまれています。
- ・ これまで、海女漁については文化財としての把握が行われておらず、国・県・市の文化財指定となっていません。

(2) 地域の取組状況

- ・ 鳥羽・志摩地域では、海女文化の伝統を守りながら、地域と漁業の持続的な再生や発展に努める「海女振興協議会」が平成24年6月4日に発足し、取組を進めているところです。

2 本県の取組状況

(1) 「海女保存会」の設立について

- ・ 海女漁の価値の周知、海女漁技術の保存・継承等といった文化財保護に取り組む、日本でも初めての試みの、海女漁の従事者が中心となる「海女保存会」を、平成25年5月18日に設立したところです。

(2) 全国海女文化保存・振興会議について

- ・ 県教育委員会は農林水産部と連携し、伝統的な海女漁の存続を図るため、知事が委員となる全国海女文化保存・振興会議(以下、「全国会議」という。)の設立を目指し、取組を進めているところです。
- ・ 平成25年10月14日に、東京都六本木ヒルズのイベントにおいて、全国会議の設立に向け、石川県と連携のうえ取組を進めていることを公表しました。
- ・ 現時点で、三重県、石川県を含め8県が参加することになっています。
- ・ なお第1回全国会議については、平成26年1月24日に、三重テラスにおいて開催を予定しています。

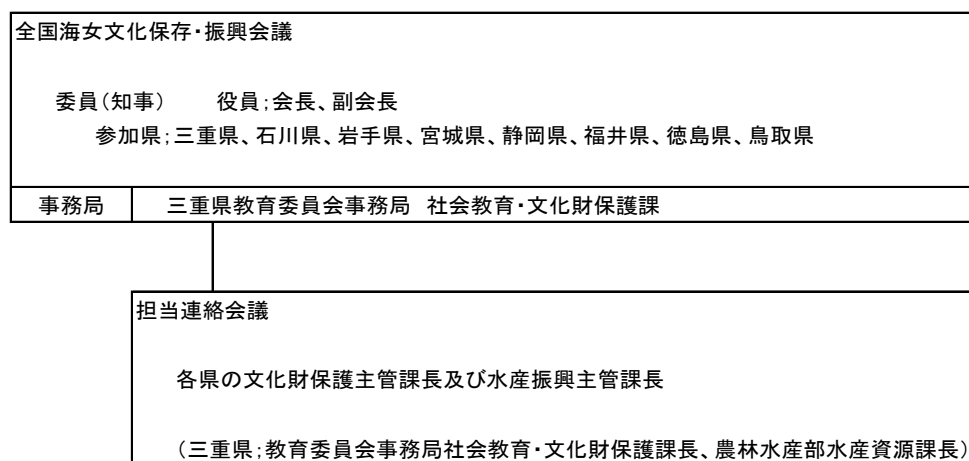
(3) 民俗文化財調査と文化財指定について

- ・ 基礎調査の結果を踏まえ、平成24・25年度の2ヶ年で、海女漁の技術、使用道具等について、海女本人への聞き書き（ヒアリング）を、鳥羽・志摩地域において実施しています。
- ・ また、鳥羽・志摩地域と日本各地の海女漁を比較するため、全国海女漁調査を実施し、文化財としての価値や特徴を明らかにしていきます。
- ・ なお県教育委員会は、平成25年7月1日に、県文化財保護審議会に対して、県文化財指定の候補として鳥羽志摩の海女漁技術を諮問し、12月27日には答申される予定となっています。

3 今後の対応

- ・ 県教育委員会は、文化財保護審議会の答申を受け、平成26年1月23日開催の教育委員会定例会において、指定を諮る予定です。
- ・ 海女振興協議会の取組と並行して、海女漁の文化財としての保存継承やユネスコ無形文化遺産登録に向けた具体的な取組となる海女保存会の活動を支援するとともに、連携を図っていきます。
- ・ また、ユネスコ無形文化遺産登録の前提条件となる国文化財指定に向けて、国との調整等を鋭意進めていきます。
- ・ 8県の知事が出席のもとで、第1回全国海女文化保存・振興会議を、平成26年1月24日に三重テラスでの開催を予定しており、海女漁が存続している関係県との連携を深めていきます。

【参考】全国海女文化保存・振興会議のイメージ



11 審議会等の審議状況について

(平成 25 年 9 月 13 日～平成 25 年 11 月 21 日)

(1) 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第 2 回第 1 部会
2 開催年月日	平成 2 5 年 1 0 月 1 0 日
3 委員	座 長 山田 康彦 委 員 梅村 光久 他 9 名 (出席者 9 名)
4 諮問事項	「三重県教育ビジョン」の中間点検について
5 調査審議結果	<p>三重県教育ビジョンの 6 つの基本施策のうち、基本施策 2 「豊かな心の育成」の 8 つの施策及び基本施策 3 「健やかな体の育成」の 3 つの施策について、事務局が作成した中間点検表をもとに、2 年間の取組の成果や課題、今後の取組方向について審議を行いました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめとネットは切り離せない状況であり、LINE などの SNS で子どもたちにどのようなことが起こっているのか、教員や教育委員会が現状を知ることが大切である。 ・ 学校給食が果たす役割は大きい一方、食べ残しの多さが課題となっている。食育は大切で、県をあげて進めてほしい。 ・ インターハイや国体に向けて、使用施設の安全性を高めるとともに、スポーツの持つ魅力を発信できるようにしなければならない。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第3回第1部会
2 開催年月日	平成25年11月11日
3 委員	座長 山田 康彦 委員 梅村 光久 他9名 (出席者8名)
4 諮問事項	「三重県教育ビジョン」の中間点検について
5 調査審議結果	<p>三重県教育ビジョンの6つの基本施策のうち、基本施策4「信頼される学校づくり」の9つの施策、基本施策5「多様な主体で教育に取り組む社会づくり」の2つの施策及び基本施策6「社会教育・スポーツの振興」の3つの施策について、事務局が作成した中間点検表をもとに、2年間の取組の成果や課題、今後の取組方向について審議を行いました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者評価と学校経営品質について、学校現場がより円滑かつ効果的に取組を進められるよう、両者の関係をもっと明確にする必要がある。 ・ 伊賀市では、学校において「学校マニフェスト」を作成しているが、保護者としての取組の目標などを記した「保護者マニフェスト」を作成している学校も増えてきた。こうした動きを今後の取組の参考にしてほしい。 ・ 子どもの学習や活動を支える取組を広げていくため保護者をはじめ、ボランティアの方など活動の担い手を広げていくことが必要である。
6 備考	<p>次回開催予定</p> <p>全体会 平成25年12月16日 第4回第1部会 平成26年 1月17日</p>

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第2回第2部会
2 開催年月日	平成25年10月24日
3 委員	座長 栗原 輝雄 委員 泉 みつ子 他7名 (出席者8名)
4 諮問事項	「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の策定について
5 調査審議結果	<p>第1回第2部会(9月2日)の審議で確認された「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の柱立て案に基づき、「インクルーシブ教育の推進」や「特別支援学校における推進」等の項目別に現状を分析し、課題の整理を行いました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・福祉・教育の途切れのない支援や相談体制をしっかりと整えることが重要である。 ・ 軽度な発達障がいでは、1歳半や3歳の健診ではわからないことが多い。早期に見つけて対応することが必要であり、5歳児健診は重要である。 ・ 学習障がいの中には、小学校に入った後に教員が気づく場合もあり、教員の理解度を上げて早期に気づく工夫をすることが必要である。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第3回第2部会
2 開催年月日	平成25年11月11日
3 委員	座長 栗原 輝雄 委員 泉 みつ子 他7名 (出席者9名)
4 諮問事項	「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の策定について
5 調査審議結果	<p>第2回第2部会(10月24日)の審議を踏まえて、今後の取組の方向性等について審議を行いました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用について企業に啓発するとともに、会社の中に支援体制をつくり、雇用が定着するような取組が必要である。 ・ 保護者が子どもの障がいを受け入れ、落ち着いて子どもを育てていくことができるスキルを得られるしくみづくりが必要である。 ・ 障がいのある子どもの指導にあたる教師が、専門家の的確な指導から学んで専門性を高められるよう、相談機関等と連携を図る必要がある。
6 備考	<p>次回開催予定</p> <p>全体会 平成25年12月16日</p> <p>第4回第2部会 平成26年 1月16日</p>

(2) 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成25年11月20日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 長 島 洋 他5名 (出席者5名)
4 諮問事項	「『みえの学力向上県民運動』における社会教育のあり方」について
5 調査審議結果	<p>「みえの学力向上県民運動」における社会教育のあり方について審議を行いました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>①「みえの学び場」等についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、同じメンバーで活動する取組が少ないように思う。同じメンバーで継続して活動することによって小学生同士がつながり、それが中学生になってからのつながりにもなる。 ・社会教育でできる学力向上の取組として、「学び場」は非常に有効である。 ・学校教育、家庭教育の中にも社会教育の側面があり、互いに関係性がある。 <p>②子どもの学力を育む意図を持った社会教育の活動についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生方も、社会教育について、もっと理解してほしい。学社連携・学社融合が進むことによって、親も子も学ぶ意義が分かってくる。 ・ボランティアの形で協力したいという企業はたくさんある。企業の力を活用できるシステムがあると良い。
6 備考	次回開催日：平成26年2月頃